

〈連載〉 国際人権先例紹介 (5)

自由権規約委員会

通報番号 1557/2007

国籍国との関係が失われている一方で、滞在期間、家族、言語等の面でオーストラリアと深いつながりを有する通報者の「自国」は、国籍の有無にかかわらずオーストラリアと解釈すべきであり、当事国政府が通報者の犯罪歴を理由として在留資格を取り消し、国籍国に送還したことは規約違反に当たると判断した事例

通 報 者	Stefan Lars Nystrom
当 事 国	オーストラリア
通 報 日	2006年12月22日
見 解 採 択 日	2011年7月18日
条 約 発 効 日	1980年8月13日
選 択 議 定 書 発 効 日	1991年9月25日

事案の概要

1. 通報者の両親は1966年にオーストラリアに移住したが、通報者の母はスウェーデンに一時帰国中に通報者を出産した。通報者は生後27日目でオーストラリアに戻り、以来ずっとオーストラリアで生活している。その後両親が離婚したため父親との交流はないが、母、姉、甥たちとは親密に交流している。一方で通報者は国籍国であるスウェーデンの親戚と直接連絡をとったこともなく、スウェーデンに行ったことも、スウェーデン語を学んだこともない。

通報者は10代の頃、男児に対する強姦事件を初め、窃盗、強盗、道路交通法違反等の数々の犯罪を行い、13歳で施設に入所している。成人後も強盗事件等を起こして実刑判決を受けている。通報者の非行の背景にはアルコールの問題があったが、本件処分時には安定した仕事につき、アルコールの問題も徐々に克服して自分でコントロール可能になっていた。

2004年8月12日、当局は通報者の犯罪歴を理由として在留資格を取り消し、刑務所に8か月間収容した。その後連邦裁判所は決定を取り消して通報者は釈放されたが、2006年11月8日、判決は控訴審で覆されスウェーデンへの送還が命じられた。

控訴審終了後通報者は再び収容され、「危険人物」とみなされ独居房に入れられた。更に通報者は、送還への同意書にサインしなければ無期限に収容されるかもしれないとの説明を受け、法的アドバイスを受ける機会も与えられなかった。そのため通報者は同意書に署名し、1か月後にスウェーデンに送還された。

スウェーデン政府は、人道的理由から通報者を送還しないよう申し入れしていたが、送還に際してオーストラリア政府からスウェーデン政府への連絡はなく、通報者は空港でスウェーデン政府関係者と面会することもできなかった。

なお通報者は、在留資格を取り消される可能性を示唆されるまで、オーストラリア国民であると思っていた。実際に通報者の在留資格は自動更新されており、パスポート上のスタンプ等もなかった。彼の母親も、以前帰化を勧める手紙をオーストラリア政府から受け取った際息子のことは一切記載されていなかったもので、息子はオーストラリア国籍を持っていると思っていた。

上記収容と退去強制命令について通報者が主張する規約違反は以下の通り。

① 12条4項違反

移動の自由に関する委員会の一般的見解No. 27によれば、「自国に戻る権利」の「自国」とは単に形式的な意味での「国籍国」よりも広義に解釈されるべきであり、自国の範囲には、当該国に対して特別の権利関係または請求権を有するがゆえに単なる外国人と見なすことはできない個人も含まれる。またこれまでの先例に

においても、委員会は単なる形式的なつながりよりも、当該個人と居住国やその社会との個人的かつ精神的なつながりに関心を示している。

従って過去の犯罪歴だけを根拠に「自国」からの送還を正当化することはできず、それ以外の安全保障や公共の秩序といった理由が必要である。本件は通報者が犯罪を行った時点から相当期間経過した時点での処分であり、国家の安全や公共の秩序に対する差し迫った必要性は認められない。よって、通報者を自国から送還し、さらに再入国を禁止していることは恣意的であり、12条4項に違反する。

② 14条7項違反

通報者は犯罪に対する刑罰を受けており、犯罪歴を理由とした強制送還および再入国の禁止は一事不再理の原則に反する。通報者が移民の収容施設ではなく警備の強固な刑務所に収容されたという事実自体が、収容と送還が「処罰」として行われたことの証左である。

③ 2条1項、26条違反

刑罰と送還という二重の処罰は、通報者がオーストラリア国籍を有していれば受けなかった不利益であり、国籍に基づく差別に当たる。

④ 17条、23条1項違反

送還により通報者の家庭生活は深刻なダメージを受けた。委員会の一般的意見16によれば、“home”とは「人の住んでいる所または日常の仕事をする場所」と解釈されている。オーストラリアは通報者の唯一の生活の場であり、家族や友人や仕事から切り離して、何らのサポートも受けられないスウェーデンに送還することは、通報者のプライバシー、家族、家庭生活、そして家族を守る権利への不当な干渉であり、国籍に基づく差別である(26条)。

また通報者の送還は通報者の母、姉の家族結合の権利も侵害している。

⑤ 9条違反

収容時通報者は就職し、在留資格の再取得のための準備を行っていた。従って逃亡の危険はなく、収容以外の代替措置も十分可能だったの

であり、延べ9か月間の収容は恣意的である。

2. 当事国政府の反論は以下の通りである。

1) 許容性について

すべての主張は十分な具体性がない。また14条7項違反の論点は通報者が国内手続きにおいて主張していないので国内的救済手段が尽くされていない。

2) 本案について

① 9条1項違反

収容および収容中の処遇はいずれもオーストラリアの国内法に従った措置であり合法である。

② 12条4項違反について

規約の趣旨に照らしてもオーストラリアは通報者の「自国」ではない。通報者はオーストラリアにおいて外国人であり、「どの外国人を在留させるかは基本的には当事国政府の判断に委ねられている」(一般的意見15)。

確かに、Stewart v. Canadaにおいて委員会は、国籍国が必ずしも「自国」とはならない場合を列挙した。すなわち①国籍がはく奪された場合、②国籍国が消滅した場合、③無国籍者である場合の3つの場合である。しかし本件通報者はそのいずれにも当てはまらない。もっとも例外として、居住国政府が不合理な条件を課して帰化を困難にしているよう場合は、居住国を「自国」と判断される余地がある。しかし本件ではそのような事情はない。よって通報者の「自国」はオーストラリアではなくスウェーデンである。

③ 14条7項

移民の収容施設へ収容することが不適切と判断された人物については、刑務所や拘置所に収容できるという国内法がある。彼を8か月間刑務所に収容したのは、彼が一連の暴力的犯罪を行っていること、収容施設の職員や同房者を脅迫したことから、警備の手薄な収容所ではなく刑務所への収容が適切と判断した。

また通報者にはアルコール中毒の治療が必要だっただけでなく、不安感を訴えており、医療的対応のため独居房に収容した。彼自身、他の

民族グループと同室になることを嫌い、自ら独居房への収容を希望していたという事情もある。

④ 17条, 23条1項について

一般的意見は“home”を「人の住んでいる所または日常の仕事をする場所」と解釈してはいるが、これはあくまで一定の地域であり、通報者が主張するようにオーストラリア全土を意味するわけではない。

23条については、確かに在留資格の取消しと送還は通報者の家庭生活への干渉である。しかし移民法は重大犯罪を在留資格取り消しの理由として掲げているのであり、このことは国民の生命、自由、安全を守るという規約の趣旨とも一致している。よって個人と国家の利益とを比較衡量して判断すべきであるが、本件では通報者が行った数々の重大犯罪に鑑みると、オーストラリア国民を守るという利益を優先すべきであるから、処分は恣意的ではない。

⑥ 2条1項, 26条違反

通報者に対する処分はすべて法律に則って行われた。手続き保障も十分であり、法の下の平等は守られている。

委員会の見解

1. 許容性について

14条7項違反については、通報者は国内手続きの中で論点としていない。よって国内的救済手段が尽くされていない。また14条7項との関連で主張されている2条並びに26条1項については、十分な具体性を有してない。

その他の論点については十分な具体性があり受理できる。

2. 本案について

① 9条1項違反について

通報者の前科前歴や収容時の対応等に照らすと、当事国政府が刑務所に収容したことも含め国内法上手続きに違法性はない。また国内的救済手段が尽くされるまで送還が停止されていたことから、収容および収容中の処遇に規約違反はない。

② 12条2項違反について

規約の趣旨に照らしオーストラリアは通報者の自国といえるか、そしてオーストラリアに再入国できないことが恣意的といえるかを検討する。この点一般的意見27の定義によれば、国籍国以外の国を「自国」と言えるか否かは、居住歴、家族との絆、在留の意思、そして他のどの地域とも紐帯がない等の要素を考慮する必要がある。

本件では、通報者とオーストラリアの間に強い関係があり家族もオーストラリアに居住している。更にスウェーデン語を話すことができないという事実や、生後27日から一貫してオーストラリアに居住していること、一方でスウェーデンとは「国籍がある」という以外に紐帯がないという事実を照らすと、委員会としては、オーストラリアは通報者にとって12条4項の意味する「自国」とであると判断する。

通報者の送還の決定は強姦事件から14年がたっており、出所から9年経過していた。また強盗事件からは7年が経過し、その件で出所してからもすでに数年経過していた。さらに重要なことに、通報者は送還時更正に向けた努力を行っており、アルコールの問題もコントロール可能な状態となる等、リハビリの途上だった。

以上の事情に鑑みると、通報者の送還は恣意的であり、12条4項に違反する。

③ 17条, 23条1項違反について

家族の一員の在留資格を取り消して送還することは、直ちに規約違反になるわけではない。送還の目的と、通報者と家族の別離やそれが当該個人に及ぼす影響を比較衡量し、不均衡であると判断された場合に17条違反となり得る。本件では、当事国政府も送還が通報者の家庭生活を侵害したこと自体は争っていない。よってその侵害が恣意的であり違法であるかを検討する。

オーストラリアの移民法には、12か月以上の実刑判決を受けた場合には在留資格を取り消すという規定がある。よって通報者が最低でも

9年刑務所にいたことや深刻な犯罪を行っている事実に照らすと、本件処分に国内法的な違法はない。また委員会としても、通報者の犯罪歴が重大であることは認める。

しかしその一方で、彼が母親や姉と緊密な関係を保持していたこと、在留資格が取り消されたときは、犯罪の原因となってきたアルコールの問題を克服しつつあり、安定した職業についていたこと、更に送還の決定は、彼の犯罪や出所から相当期間経っていたという事情がある。また通報者の家族は経済的理由からスウェーデンを訪問することは困難であり、通報者は家族と再会することもできない。

これらの事情に照らすと、送還は通報者の家族との生活に深刻なダメージを与えるものであり、17条と23条1項に違反する。

母親と姉の権利侵害については、通報者の主張は十分ではなく、また母親と姉はオーストラリアで築いた家族生活の環境を根こそぎ奪われたわけではないから、違反は認められない。また2条、26条1項違反についての判断は不要である。

以上により当事国政府は通報者に対し、帰国のための具体的支援を含む、効果的な救済を与えるとともに、将来同じ違反を避けるべき義務を負っている。

3. 5名の委員による個別意見

5名の委員が、多数意見の比較衡量による結論や、12条4項が規定する「自国」の拡張的解釈に対し反対意見を表明している。

(担当：小豆澤史絵)

(弁護士)